

東洋宣教会・北米ホーリネス教団
所属教会細則
(1998年5月改正)

第一条、名称、所属団体、所在地

第一項、名称

当教会の名称は、「東洋宣教会・(地域名)ホーリネス教会」、あるいは、日英両語部の合意のもとに選択されたものとする。

第二項、所属団体

当教会は、「東洋宣教会、北米ホーリネス教団(以下本教団と称す)の所属教会である。

第三項、所在地

当教会の主要事務所は、(州名)、(郡名)、(市名)に所在する。教会の目標、又は、種々の目的推進のため、又、要務遂行を図るために必要、かつ必須要件である場合、当教会はその他の地域に支所を設け得るものとする。

第二条、目的

当教会の目的は、イエス・キリストの福音を聖書に記されているように伝達し、信徒の教化、及び指導に当たることにある。

第三条、信条

当教会は、「東洋宣教会北米ホーリネス教団憲法」(1998年改正)第三条と同じ信条を保持する。

第四条、会員

第一項、会員の種類

- A. 正会員会員の条件をみたし、教会に受け入れられた18才以上の者。
- B. 準会員年齢の制限を除き、正会員のすべての条件をみたす者、準会員は会員としてのすべての特権を持つが、正会員にのみ限られている投票権、及び役員職につく権利をもたない。

第二項、会員の条件

- A. 主イエス・キリストを罪からの救い主と信じ、自身の罪を悔い改め、この教会において洗礼を受け、牧師により執事会に推薦され、以下の質問に満足な答えをなして当教会に正式に受け入れられた者。

1. あなたは聖書が神の言葉であると信じるか。
 2. あなたは自分が神の子とされたことを信じるか。
 3. あなたは当教会の信条を保持するか。
 4. あなたは潔い生活を送ろうと志すか。
 5. あなたは当教会を愛し、その働きが栄えるために支持するか。
- B. 他のキリスト教会からの適当な転会状を提出し、同時に上記「A」の条件をみたして当教会に正式に受け入れられた者。
- C. 過去に洗礼を受け、現在いずれの教会の会員でもなく、しかも上記「A」の条件をみたす者。この場合本人にとってキリスト教への回心及び、キリスト者生活についての満足な証しとなされ、当教会に正式に受け入れられ者とする。

第三項、会員の身分

A. 活会員

当教会の会員として各自の能力に従い、最善を尽くして真剣、かつ、忠実に会員の条件を果たすべく努力している者。

B. 非活会員

当教会の定期礼拝に一時的に欠席、又は、一年の間、当教会の組織されたいかなる活動にも参加することを怠る者。

第四項、会員の離脱

A. 転会

会員は、信仰を同じくする他教会に加入を希望する際、願書を提出する事によって当教会からの推薦状と転会状を受けることが出来る。又、該当会員は、他教会への入会と同時に当教会の会員籍を離脱する。

B. 除名

当教会の牧師よりその非キリスト者的行状に対して十分な訓戒を受けつつも、なお悔い改めを拒む者は、教会執事会の決議によって当教会から除名され得る。しかし、たとえ除名後であっても、除名された会員が悔い改める場合、活会員2名の証言と執事会の承認によって、会員籍を回復し得るものとする。

C. 他信仰への転向

もし会員が他の信仰への転向、又は、非キリスト者的行状以外の何らかの理由で、会員としての教会に対する義務を解かれることを書面で要請した場合、執事会はその代表者を通じ、該当会員が教会の交わりの中に留まるよう忍耐強く説得しなければならない。しかし、その努力も空しい場合、執事会はその要請を受理し、会員籍を削除すべきである。

D. 死亡

会員が死亡した場合、その会員籍は消滅する。

第五条、教会総会

第一項、年度総会

- A．当教会会員による年度総会は、下記の（２）を除いて６月に開催される。（２）は第五条、第二項に基づき６月以前に選出することができる。年度総会の議題は次の通りである。
- 1．各部、委員会の年間報告。
 - 2．執事の選出、教会理事の選出、教団年度総会への代議員選出（会員５０名につき一名）。代議員は２カ年以上の正会員であり、教団総会に教会を代表し、教会に結果報告する。代議委員は教団総会にて自分の良心に従って選挙する自由を持つ。
 - 3．新年度計画。方針概要。
 - 4．諸教会、教団委員会から提出された提案事項の決議、その他、教会活動関連項。
- B．牧師、又は、執事会によって任命された信徒正会員が、年度総会の議長を務め、書記、及び、総会に必要なその他の役員を指名することとする。
- C．書記は正確な総会記録を残さなければならない。
- D．総会成立の定員数は、点呼の時点で登録された活会員の三分の一とする。
- E．総会に出席している正会員のみが、総会決議に対して投票することが出来る。代理人による投票は認められない。
- F．準会員は意見を述べることは出来るが、投票権を持たない。
- G．過半数をもって多数決とする。但し、その細則、又は、本教団憲法に、それ以外の規定がある場合はこの限りではない。投票結果同数の場合は、議長が裁定することとする。
- H．教会総会の開催に当たっては、書面に日時、場所を明示して、遅くとも教会総会２週間前に、教会出版物、礼拝プログラム等の定期的方法により、又は、必要に応じて他の手段を用いて各会員に通達されなければならない。

第二項、臨時総会

- A．臨時総会は牧師、あるいは執事会会長、又は、１５名の会員により（会員数の１５％か、１５名に満たない場合はその数をとる）執事会への書面で要請された場合に開催される。
- B．臨時総会は年度総会と全く同じ条件のもとで開かれねばならない。但し、協議されるべき事項は公示され、協議は公示事項のみに限定される。

第六条、執事会

第一項、構成と任期

- A . 執事会は最小限度、牧師と年度総会で選出された 5 名の執事によって構成され、教会の行政管理にあたる。執事会への追加人員は、必要に応じて選出出来るものとする。
- B . 執事の任期は最低二カ年とするが、2 期以上の継続選出は認められない。執事候補者は当教会の牧師によって承認されなければならない。
- C . 執事会会長は、当教会の牧師か、又は、執事会内で互選された執事がこれにあたる。

第二項、執事の資格と義務

A . 資格

- 1 . 少なくとも二カ年間、忠実に教会員としての務めを果たした正会員でなければならない。(新しく組織された教会の創立会員の場合は、この条件を免除されるものとする)。
- 2 . 教会年度総会で選出され、当教会の牧師の承認を得た者でなければならない。

B . 義務

- 1 . 教会員の霊的必要性に奉仕し、紹介の管理運営にあたる。又、この細則に明示されている以外の教会財政の管理にもあたる。
- 2 . 教会の伝道方針を推進し礼拝、教育、訪問、又、会員獲得などにおいて全面的な指導をする。
- 3 . 教会員の全般的な福祉向上を図り、交わりを密にし、主の聖餐を守り、会員の訪問と厚生に留意し、更に毎年、教会員名簿を点検し、必要な修正をなす。
- 4 . これらの義務を遂行するために、教会員の協力を求める。
- 5 . 執事会、及び、教会理事会の指名委員会としての務めを果し、選挙日の 2 週間前に指名候補者の一覧表を発表する。

第三項、会合

- A . 執事会は、毎月定期の日時に会合する。
- B . 臨時執事会は、牧師、又は、執事会長によって、両者不在の場合は執事全員の合意によって開催される。
- C . 執事会成立の定員数は、三分の二とする。
- D . 正式に開かれた執事会はその過半数をもって決議とする。

第四項、辞任及び欠員

A . 辞任

執事会員は、いずれも執事会へ書面で通知することによって随時辞任することが

出来る。そのような辞任は執事会によって十分審議された後、両者の合意する日時をもって有効とする。

B . 欠員

執事会に欠員が生じた場合、会長は執事会の合意のもとにこれを補充する。かくして任命された執事は、前任者の残任期間を務めるものとする。

第五項、委員会

A . 常設委員会

執事会会長は、当教会の常設委員会に各執事を任命する。常設委員会は、財務、礼拝、教育、建築、伝道、宣教等の諸委員会、及び、書記である。各委員会は、その責任及び義務についての職務明細を作製する。

B . 特別委員会

執事会は、必要に応じて当教会の運営活動の研究を目的とする特別な機能活動をする特別委員会を任命することが出来る。この場合、その責任、及び義務を明示して、委員長を任命する。

第七条、教会維持

当教会は、その構成会員の献金、又は、寄付金によって維持される。

第一項、約束献金

A . 当教会の会員は、定期的な約束献金によって、自ら進んで当教会の働き、慈善活動を支持するものとする。

B . 会員以外の支持者たちも約束献金をすることが出来る。

第二項、特別献金

A . 無指定特別献金は、執事会によってその用途を指定され得る。

B . 特定の目的のために特別指定献金は、特別基金に保留し、充当する目的のために使用される。執事会は、かかるすべての特別基金を管理する。

第八条、補助組織

教会、及び、執事会によって承認され、許可されたクラブ、又は親睦グループは、当教会の補佐組織として見なされ、執事会の管理下におかれる。

第九条、儀式（聖礼典）

当教会は二つの礼典を信じる。即ち、洗礼式と聖餐式である。

第一項、洗礼式

浸礼と滴礼を、ともに洗礼の公的様式とみなし、接手礼を受けた正教師によって司られる。

第二項、聖餐式

聖餐式は主の晩餐であり、按手礼を受けた正教師によって司られ、キリスト教信仰を持つ信者がこれにあずかり、他のキリスト教会の会員も、これにあずかることができる。

第十条、管轄

当教会は本教団の管轄権の下にある。

第十一条、財産と理事会

当教会は、不動産、備品等を所有するために宗教法人として組織され、理事会を選出し、法人役員を任命する。教会解散、又は、会員間の解決不可能な分裂が生じた場合、教会財産は最終的解決まで教団の管理下におかれる。

第一項、財産

A．教会の不動産および備品

教会の不動産、備品等は、理事会に委託され管理される。

B．契約

理事会のみが役員、代理人、委員会、又は、役員会に権限を譲渡して、教会の財産、備品等の購入契約、履行にあたらせることができる。この様な権限譲渡は、一般的なものから特定なものにまで及ぶ。

C．借款

教会に代わっていかなる借入金も契約されてはならず、又、正当な総会と理事会によって権限が付与されない限り、いかなる借款も教会の名義で発行してはならない。

D．小切手と預金

支払いのための小切手、為替、又は、手形、あるいは教会名義で発行した借款等の署名は、理事会によって他の役員、又は、代理人に特別に委任されない限り、執事会の会計によって署名される。この様な署名権の譲渡は、一般的のものから特定のものにまで及ぶ。当教会のすべての基金は、特別の目的に使用される場合を除き、理事会が選定する銀行、信託会社、あるいは、他の預かり人の教会預金口座にその都度預金される。

E．予算管理

執事会、及び、各委員会は、あらかじめ理事会の承認を得ずして、その執事会、又は、委員会に特別に充当された額を通常必要な経費として支出することが出来る。すべての支出記録は、会計監査を受け、会計と理事会がその責任を負う。

第二項、理事会

A. 構成

理事会は、牧師、及び、専門スタッフに加えて、議長一人か、それ以上の副議長、会計、監査役、及び書記を含む6名の信徒で構成される。理事会の会員は、その教会の正会員であり、活会員でなければならない。夫婦が同時に理事会に奉仕することは出来ない。

B. 権限と職務

理事会の職務は、教会の不動産、備品等を管理し、教会財産に関する法律上のすべての問題に対して、教会のために処理することである。理事会は教会のいかなる不動産、備品等を抵当、担保にしたり譲渡したりすることが出来、正当に招集された教会総会に於いて会員により指示され委任された場合、教会名義ですべての法的契約を履行しなければならない。又、理事会の職務は、全財産を手入れの行き届いた状態に管理することである。

C. 会合

理事会は少なくとも、半年毎に会合し、日時と場所は理事会会員の同意を得て、理事長により指定されるものとする。特別会合は、理事会会員の半数以上の書式要求に基づき、理事長により招集される。会合の通告は、口頭、又は郵送により、少くとも2日前に理事会会員に通達されなければならない。

D. 定数

理事会の会合に要する定数は、理事の半数以上でなければならない。そして出席者の多数決により活動の決定がなされる。

E. 記録

書記は会合の正確な議事を記録し、保管しなければならない。

F. 指名

日本語部・英語部の牧師と各々の執事の役員が指名委員会に当たる。被指名者名簿は、教会掲示板に告知され、年度総会の遅くとも2週間前に公表されなければならない。

G. 選出と任期

各理事は、教会の年度総会に於いて教会員によって選出され、翌月の第一日より就任する。理事の任期は3年とする。理事の3分の1名が毎年選出される。

H. 辞任と空席

理事は理事会に書式で辞任通知を提出することによって、いつでも辞任することが出来る。この様な辞任は、理事会の適切な考慮の後、互いに同意した時期に発効する。理事会の空席は、理事会の同意を得て、理事長によって補充される。空席の補充に任命された理事は、その年度の残り期間を務める。そして教会の年度総会に於いて、新理事が選出され、残された任期を務める。

第十二条、会計年度

教会の会計年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日を最終日として締める。すべての年度報告は、会計年度にしたがって作成される。

第十三条、法人印

教会は法人印を有すべきであり、法人印は二つの同心円からなり、その間に教会の名称を記し、その中心に法人設立日を銘記する。その他の意匠は理事会の判断に任せられ、いつでも意匠を変更することが出来る。

第十四条、改正

東洋宣教会・北米ホーリネス教会所属教会の細則は、所属教会の年度総会に於いて、三分の二の多数得票、及び、教団の年度総会に於ける代議員の三分の二の多数得票によって、全体、あるいは部分的に改正、廃止、又は、変更することが出来る。